

松伏町新型コロナウイルス感染症拡大防止補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大により、町内経済へ大きな影響が及ぶ中、新たに新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じる事業者に対する、予算の範囲内で松伏町新型コロナウイルス感染症拡大防止補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「事業者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 町内に事業所を有する法人

(2) 町内に住民登録がある又は事業所を有する個人事業主で、事業収入を確定申告又は町民税申告している者

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号すべてに該当する事業者とする。

(1) 町税等（町県民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していないこと

(2) 既に補助金を受給していないこと

(3) 令和3年1月1日以前から事業を開始していること

(4) 次のアからオまでに掲げる事業者でないこと

ア 松伏町暴力団排除条例（平成24年条例第15号）第2条各号に規定する暴力団等

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務委託営業を行う者

ウ 宗教上の組織又は団体

エ 政治団体

オ 前各号に掲げるもののほか、補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと町長が判断する者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表に掲げる経費で、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 令和3年1月8日以降新たに発生した経費であること

(2) 令和3年4月30日までに支払いが完了している経費であること

(3) 社会通念上相当と認められる額であること

(4) 国、県、他の地方自治体及び町からこの要綱の規定による補助金以外の補助を受けていない経費であること

2 正当な理由により第1項各号に掲げる要件を満たせない場合は、別に町長が定めるものを要件とする。

(補助金の額)

第5条 交付する補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）で200,000円を限度額とする。

（交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、松伏町新型コロナウイルス感染症拡大防止補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（1）補助対象経費を確認できる見積書等又は補助対象経費の支払いが確認できる書類

（2）町内に住所又は事業所を有することを証する書類

（3）完納証明書

（4）その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請内容に変更が生じたときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

3 正当な理由により第1項各号に掲げる書類を提出できない場合は、別に町長が定める書類を提出するものとする。

4 申請者は、その補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。

（交付決定）

第7条 町長は前条の規定による申請書類を受理したときは、速やかにその内容を審査して補助金交付の可否を決定し、松伏町新型コロナウイルス感染症拡大防止補助金交付決定・却下通知書（様式第2号）により通知する。

2 町長は、必要があると認めるときは、前項の補助金交付決定通知書に条件を付することができる。

（実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、原則補助事業が完了した日から30日以内又は令和3年4月30日のいずれか早い日までに、松伏町新型コロナウイルス感染症拡大防止補助金実績報告書兼請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると町長が認めたときは、別に期限を定めることができるものとする。

（1）補助対象経費の支払いが確認できる書類

（2）購入した物品等が確認できる写真等

（3）補助金の入金口座の写し

（4）前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（額の確定）

第9条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出を受理したときは、当該実績報告書等の書類の審査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、松伏町新型コロナウイルス感染症拡大防止補助金交付確定通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知し、補助金を交付するものとする。

（補助金の取り消し）

第10条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）この要綱の規定に違反したとき

（2）補助事業を取りやめたとき

（3）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、松伏町新型コロナウイルス感染症拡大防止補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、通知するものとする。

3 町長は前2項の規定により、補助金の交付決定の取り消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、松伏町新型コロナウイルス感染症拡大防止補助金返還命令書（様式第6号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還について、団体又は法人の代表者及びその他の役員は、連帯してその責めに任じなければならない。

（財産の処分制限の期間）

第11条 補助事業者は、補助金により取得した財産を町長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第19号又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第23号に規定する減価償却資産にあつては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数、それ以外の財産にあつては5年経過した場合は、この限りでない。

（関係書類の整備）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る経費の支出を明らかにした書類及び帳簿を常に整備しておかなければならない。

（関係書類の保管）

第13条 前条の書類及び帳簿は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年1月8日から適用する。

別表（第4条関係）

消耗品費
備品購入費
工事請負費
使用料及び賃借料
サービス利用料及び手数料
上記の他、町長が特に必要と認める経費